

令和元年度版

# 札幌市 医療安全支援センター 事業概要

市民と医療提供施設のよりよい関係をめざして

## も く じ

- はじめに . . . . . P1
- 札幌市医療安全支援センターの概要 . . . . . P1
- 札幌市医療安全相談窓口 . . . . . P2～10
  - 市民相談状況 . . . . . P2
  - 市民相談事例 . . . . . P3～10
- 講習会・セミナー . . . . . P11～12
- 札幌市医療安全推進協議会 . . . . . P12

札幌市保健所

# はじめに

札幌市では、平成 16 年度に「札幌市医療安全相談窓口」を開設し、市民からの様々な医療に関する相談に対応しております。平成 18 年度には「札幌市医療安全推進協議会」を発足させ、この2つを柱とする「札幌市医療安全支援センター」を保健所内に設置し、中立的な立場から、市民と医療提供施設との間の問題解決の支援を行っているところです。

本センターの設置以降、医療安全相談窓口に寄せられる市民相談は年々増加し、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、2,222 件と、これまでで最も多い相談がありました。相談内容は、例年どおり診療内容やコミュニケーション（従事者の対応・態度や説明）に関するものが多数を占めています。

本事業概要では、医療安全相談窓口に寄せられた市民相談の状況や相談対応事例を中心に、札幌市医療安全支援センターの代表的な事業を紹介しております。実際の相談事例等を知るとは、日々患者と接する医療従事者の皆様にとっても大変有意義なことであると考えられます。

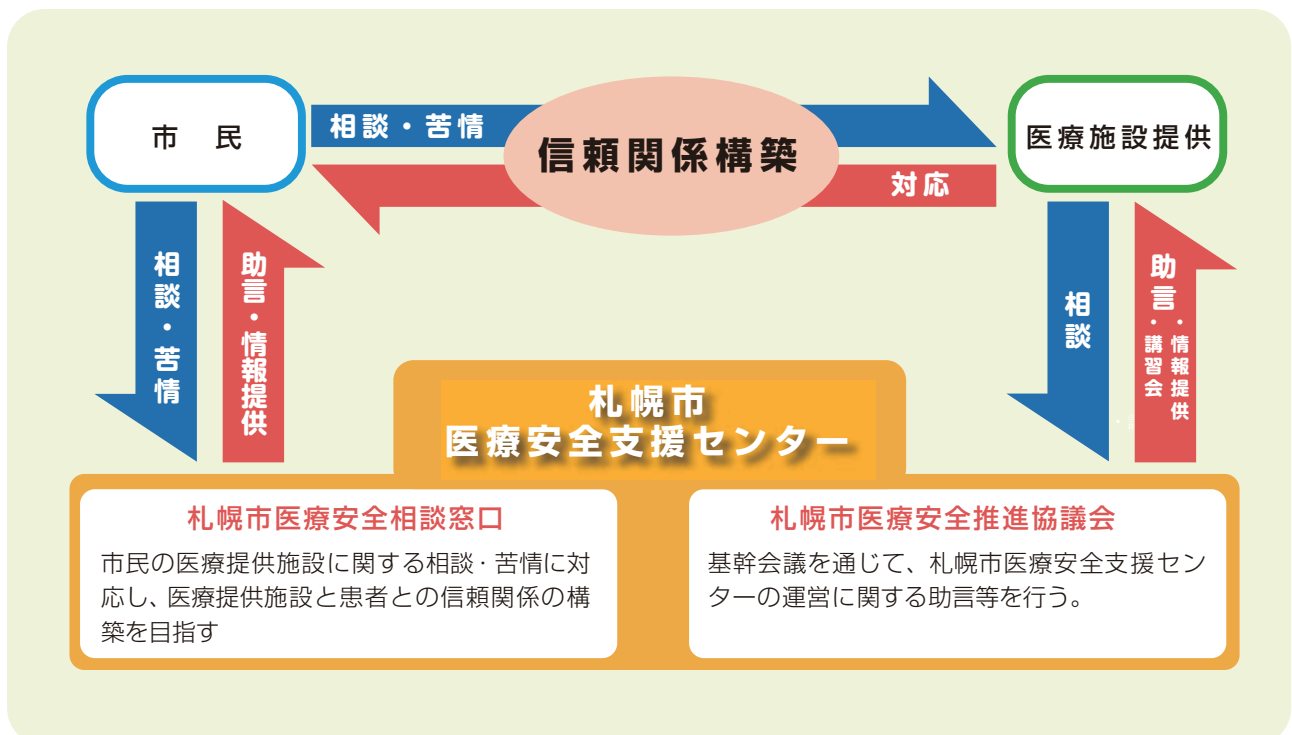
本事業概要が、多くの医療従事者の皆様に活用され、安全・安心な医療の提供及び患者との信頼関係の構築の一助となることを期待しております。

最後に、この事業概要の取りまとめにあたり多大なご協力をいただきました札幌市医療安全推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係各所の皆様方に心から感謝申し上げます。

札幌市保健福祉局医務監 矢野 公一

## 札幌市医療安全支援センターの概要

札幌市医療安全支援センターは、医療法第6条の13の規定に基づき設置され、札幌市医療安全相談窓口と札幌市医療安全推進協議会を柱として、市民と医療提供施設の信頼関係の構築を目指しています。



# 札幌市医療安全相談窓口

相談窓口では、市民からの医療提供施設に関する相談・苦情に対応し、中立的な立場から助言・情報提供等を行うことにより、市民と医療提供施設との間の問題解決を支援しています。

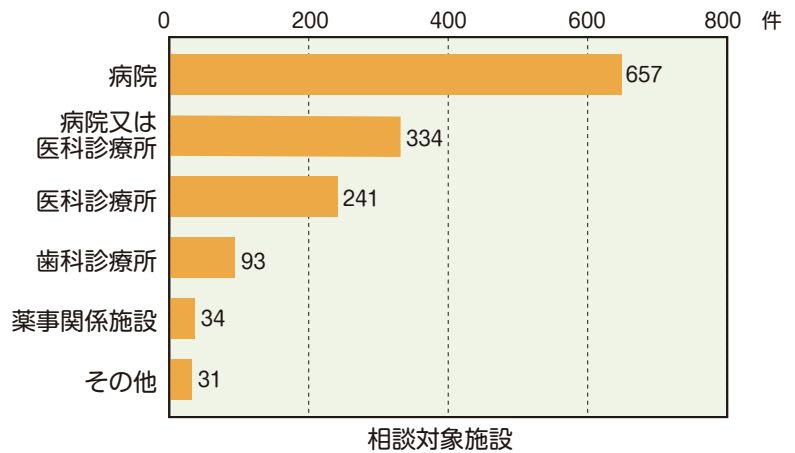
## 令和元年度 市民相談状況

令和元年度(H31.4.1～R2.3.31)

**2,222件** (参考:平成30年度 2,086件)

### 相談対象施設

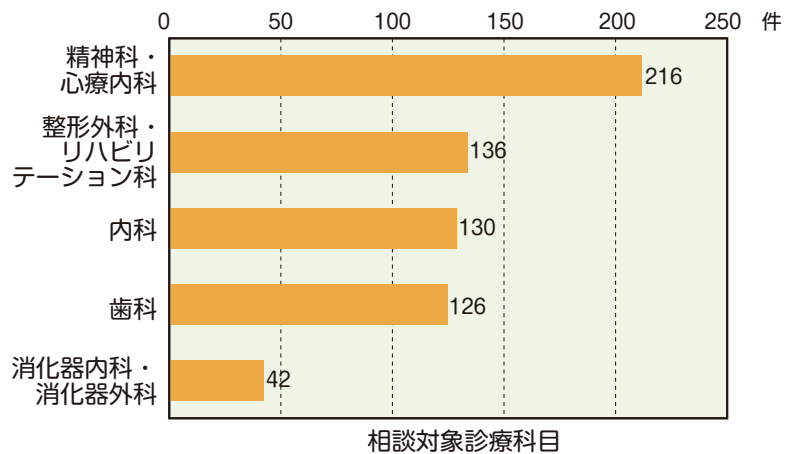
- 病院及び診療所に関する相談は全体の約60%であった。
- 薬局や医薬品販売業者などの薬事関係施設及び施術所などを含むその他施設に関する相談は全体の約4%であった。
- 医療機関の案内や医療に係る一般的な相談などの施設を特定しない相談は約36%であった。
- これらの割合は昨年度とほぼ同様であった。



### 相談対象診療科目

- 昨年度までと同様に「精神科・心療内科」に対する相談が最も多かった。
- 「精神科・心療内科」、「歯科」、「整形外科・リハビリテーション科」が上位となる傾向は、昨年度と同様であった。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、内科系の相談が増加した。

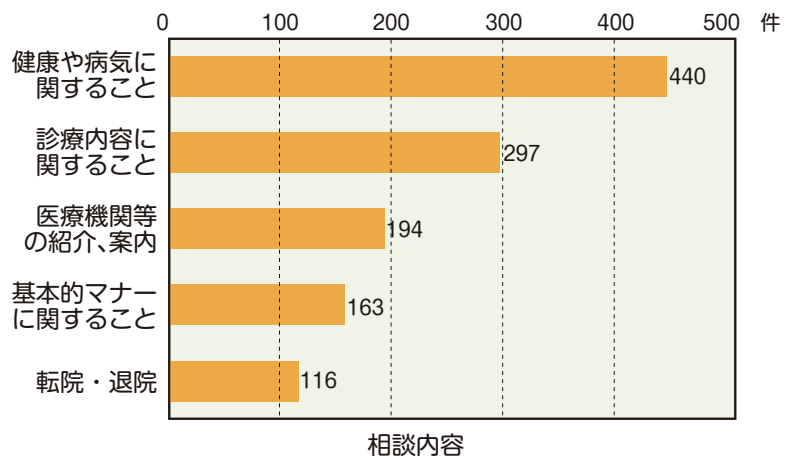
※診療科目が判明したもののうち、上位5科目を掲載。



### 相談内容

- 何科にかかったら良いか等を含む「健康や病気に関すること」の相談が昨年度と同様に最も多かった。
- 「診療内容に関すること」及び「医療機関等の紹介、案内」、従事者の対応・態度を含む「基本的マナーに関すること」が上位となる傾向は、昨年度と同様であった。

※相談者の主訴に基づいて分類し、上位5項目を掲載



※「相談状況」の詳細については、札幌市公式ホームページ内に掲載しております。ホームページアドレスは裏表紙をご参照ください。

# 市民相談事例

令和元年度に市民から相談窓口寄せられた相談事例を紹介します。

この相談事例をもとに「自分たちならどうするか」、「より良い対応はないだろうか」など、医療提供施設のスタッフの皆様で話し合っていただくことを期待しております。

## 診療内容

### 相談事例1

持病の関係で年に2回眼底検査を受けています。これまでは医師が自分の眼を見ながら、上や下を向くよう私に指示を出しながら、医師の眼による診察が行われてきました。

しかし今回はカメラで眼底を撮影しただけで終わってしまい、医師に「いつもの診察は行わないのですか?」と尋ねたところ、「カメラを撮ったので大丈夫です。」と言われ、帰されてしまいました。もしかしたら検査を省略されてしまったのでは無いかと思い不安になって相談しました。

### 対応1

眼底検査には、散瞳薬を点眼して瞳孔を広げ眼底鏡を使用する方法、眼底カメラを使用する方法があるようです。また、散瞳薬を使わず眼底カメラで撮影する方法もあるようです。ただし、今回相談者が受けた検査の種類や、検査それぞれの利点や欠点についてはわかりかねますので、医療機関に直接確認してみてもいいかと助言しました。

### 相談事例2

80代の足が不自由な母は慢性疾患のため病院に通院しており、いつも同じ薬の処方を受けています。最近、別の病院に通院している近所の人から「新型コロナウイルスが流行してきているため、直接通院しなくても薬をもらうことができました。」との話を聞いたため、私の母も同じように対応してもらおうと思い、母に代わり私が病院に連絡してみたものの、医療機関からは「対応できない。」とだけ言われ、全く取り合ってもらえませんでした。どうして薬を出してもらえないのでしょうか。

### 対応2

原則として対面で診察をせずに薬を処方することは法律で禁じられておりますが、新型コロナウイルス対策に関連する通知に基づき、電話及び情報通信機器を用いた診療を行うことができる医療機関では電話やインターネット通信で診察した上で薬を処方することが認められております。ただし、この通知に基づいた体制の構築は義務では無く医療機関の裁量に委ねられているため、通知に基づいた診察を行うように行政で強制することはできませんので、まずは主治医とよく話し合っ、疑問や不安に思うことを相談してみるよう助言しました。

## アドバイス

相談窓口では診療内容の適否について判断できる機関では無いことから、主治医や看護師に相談するよう助言しています。

しかし、「十分な説明がないまま帰された」、「自分の希望していない治療を勧められ、自分の意見を全く聞き入ってもらえなかった」などといった相談が多く寄せられています。

相談者と医療機関双方の話を伺うと「医療機関の説明が不足しているのでは？」と思われるケースも見られれば、中には医療機関はきちんと説明していても「患者に上手く伝わっていないのでは？」又は「患者が理解を拒んでいるのでは？」と思われるケースも見られます。

医療機関と患者との信頼関係を構築できるよう努め、日頃からコミュニケーションを取るように心がけましょう。

### 【関係法令】

#### ・医療法第1条の4第2項

「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。」

#### ・医師法第20条

「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。」

### 【関係通知】

・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日付け事務連絡）

・歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するQ & Aについて（令和2年5月18日付け事務連絡）

・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける自宅療養中の患者への医療機関における薬剤の配送に係る留意事項について（令和2年6月2日付け事務連絡）

・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項について（令和2年8月26日付け事務連絡）

# 従事者の対応・態度

## 相談事例1

ある労災保険指定医療機関に1月から受診しています。むち打ちの症状はまだ治っておらず辛い状態なのですが、3月に医師に相談したところ、「完治してるよこんなの！」と怒鳴りつけられ、私の話に耳を傾けてくれませんでした。また、4月に通院した際も同様でした。どうしたら良いのでしょうか。

## 相談事例2

かかりつけの医療機関を受診した際に、3週間前からめまいがすることを医師に伝えました。私は過去に脳出血を起こしたことがあるため、「もしかしたら…」と思い、心配で相談しました。しかし医師には「「めまい」という言葉を安易に使ってはいけない。」と強い口調で言われてしまいました。医師の対応に不満があるのですが、どうしたら良いのでしょうか。

## 相談事例3

職員の半数以上が入院患者にタメ口で話しかけてきます。そのうち、看護師に至っては7割以上がタメ口で話しかけてきており、しかも時折強い口調で話しかけてくることがあります。一方で入院患者の家族がいる前だと丁寧に対応しており、家族がいない場合と全然対応が違います。普段からも丁寧に患者に接するようにしてもらいたいと思います。

## 対応1～3

相談内容を傾聴した上で、従事者の対応・態度については個人の資質によるところが大きく、法令等で規制できる事項ではないため指導はできないことを説明し、病院内に設置されている患者相談窓口や診療所・薬局等の責任者に相談するなど、医療提供施設側とよく話し合うよう助言しました。

また、相談者からの要望があった場合には、医療提供施設側に相談内容を伝えさせていただきます。

## アドバイス

医療従事者の対応・態度が悪い、という相談は非常に多く寄せられております。中には「このような病院や薬局の許可を取り消すべきだ」、「このようなひどい医師や看護師の免許を取り上げるべきだ」と訴えてこられる方もいらっしゃいます。

医療従事者の対応・態度については、保健所で指導できる内容ではありませんが、相談者からの希望があれば、医療提供施設へ相談内容について情報提供をさせていただく場合もあります。

その際は、医療提供施設内で情報を共有していただき、改善すべき点があれば今後の対応に生かしていただくよう、お願いいたします。

### 【関係法令】

・医療法第15条第1項

「病院又は診療所の管理者は、この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。」

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条第1項

「薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。」

# 医療従事者の資格

## 相談事例1

歯科診療所でスタッフに歯石の除去を行ってもらったが、手際が悪いと感じたため責任者に確認したところ、無資格者のスタッフが歯石の除去を行っていたことがわかりました。他の患者も騙されていたのでは無いかと思いますので、保健所に対応していただきたく思います。

## 対応 1

立入検査を実施して管理者に確認したところ、無資格者の歯科助手に歯石の除去を行わせたことが事実であるとわかりました。管理者に対し、職種ごとに行える業務の範囲に基づいて業務を行わせるよう指導いたしました。

## 相談事例2

家族が入院している病院ですが、看護師も准看護師もケースワーカーもみんな同じ格好をしており、名札に職種も書かれていません。以前はスタッフステーションに顔写真入りでスタッフの身分が掲示されていましたが、現在はありません。

私は注射を受ける際に、有資格者か否かを口頭で確認しながら処置してもらっていますが、いつも不安に思っています。法律では病院ごとに医師や看護師の人員が決まっていると思いますが、人員基準を本当に満たしているのか不安です。

## 対応 2

医療法では、病院の規模に応じて職種ごとに資格者の標準数が決められています。保健所でも定期的に病院の人員を確認しています。しかし、資格者の服装については規定が無いため、指導することはできないとお伝えしました。

## アドバイス

紹介事例のほかにレントゲン撮影を無資格者に行われた等、無資格者に関する相談が寄せられています。医師法や診療放射線技師法など、法律ごとにそれぞれの資格を持った方が行うことのできる業務の範囲が定められています。医療機関においては、管理者による適切な監督の下、適切な業務範囲により業務を行うようにしてください。

### 【関係法令】

・ 歯科衛生士法第2条第1項

「この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。

二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

・ 医療法施行規則第19条（病院の従事者員数の標準）

・ 診療放射線技師法第24条

「医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ、第2条第2項に規定する業をしてはならない。」

# カルテ開示・個人情報

## 相談事例1

昨夜、救急である病院を受診しました。本日になって診断書が必要になったため、その病院に連絡してみたところ、診断書は発行できないと言われてしまいました。診断書は発行してもらえないものなのでしょうか。

## 対応 1

診断書は要望があれば原則患者に対し発行すべきものです。診断した医師が不在等の理由で、後日発行になることはあると思われれます。診断書がどうしても発行できないのか理由を聞いてみたいかがでしょうか。

## 相談事例2

転院したいのですが主治医に紹介状（診療情報提供書）を書いてもらえません。主治医が断ってもいいのでしょうか。

## 対応 2

紹介状は医師がその必要性を判断して発行するものですので発行は義務付けられていません。転院先の病院に確認して診療録（カルテ）で代用できるのであれば、診療録の開示請求をしてはいかがでしょうか。

## 相談事例3

かかりつけ医の医師が高齢で後継者もないようです。噂では、徐々に規模を縮小して、ゆくゆくは閉院するとのことでした。その医療機関が閉院した場合、そこにあったカルテ等の扱いはどのようになるのでしょうか。

## 対応 2

閉院後のカルテ等の患者の個人情報資料の取扱いは医療機関の判断に委ねられることとなります。どこかに保管する場合がありますし廃棄することもあります。

次に通院される際にでも、かかりつけ医に個人情報資料の取扱いについて尋ねてみてはいかがでしょうか。



## アドバイス

診療録は病院又は診療所の管理者において、5年間保存することとなっています。閉院後の保存義務については法律上の定めはありませんが、廃止時点での管理者にて保存することが適当とされています。

診療録を自宅等で保存しておく場合には、これまで通院していた患者からの開示の申出に対応できるように連絡体制を確保していただくと幸いです。

また、診療録を次の医療機関へ引き継ぐことを検討している場合には、個人情報保護委員会にて発行しているガイドラインに基づきその取扱いについて院内掲示により周知する、または患者に直接同意を取得することで対応願います。

### 【関係法令】

・ 医師法第24条第2項

「前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、五年間これを保存しなければならない。」

・ 歯科医師法第23条第2項

「前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する歯科医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その歯科医師において、五年間これを保存しなければならない。」

### 【関係通知】

・ 医師法第24条に規定する診療録等の取り扱いについて（昭和47年8月1日付け医発第1113号）

・ 診療情報の提供等に関する指針の策定について（平成15年9月12日付け医政発第0912001号）

・ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日）

・ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A（事例集）（平成29年5月30日）

・ 診療情報の提供等に関する指針について（周知）（平成30年7月20日付け医政医発第0720第2号）

# 応召義務

## 相談事例1

かぜ様症状があり、医療機関に受診してよいかの確認のため電話しましたが、「新型コロナウイルスの可能性のある患者は診察できません。」と言われ、診療を拒否されてしまいました。私は熱と鼻水があるだけで、咳などの呼吸器症状は一切無いため、新型コロナウイルスには感染していないと思いますが、詳しく症状も聞き取らずに一律に診療を拒否するのはおかしいのではないかと思います。クリニック宛てに指導してください。

## 対応 1

医療機関に確認したところ、定期的に受診している患者が風邪の症状があれば一緒に診ていますが、風邪症状のみの受診については断っており、近所の内科を受診するよう伝えていると回答がありました。

医療機関には、今後も自院での対応が難しい場合は帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨するよう求めました。

## 相談事例2

私は児童一人の里親をしています。近所の医療機関に札幌市児童相談所で発行してもらっている受診券を使って診察を受けようとしたところ、受診券では受けられないと言われてしまいました。理由を聞いてもそういう方針であるとだけ言われ、明確な回答は得られませんでした。医療機関が受診を断っても良いのでしょうか。

## 対応 2

医療機関からは、当院では指定医療機関の申請等を行っておらず、受診券での対応はできないと判断したためお引き取りいただきましたと回答がありました。

医療機関には、里子の受診券については指定医療機関の制度は無く、どの医療機関でも対応することができること、費用の請求方法については児童相談所に相談していただくよう伝え、制度についての理解を求めました。

## アドバイス

相談事例2のように本来受診できるはずの患者の受診を制度への理解不足が原因で拒否することが無いように努めましょう。

また、医療機関と患者との信頼関係が、患者側の事情で喪失したと考える場合には、喪失した内容及びそれに至った経緯、その経緯において医療機関として行うべきことを行ったことについて記録を残し、対外的に説明できるようにしておきましょう。

### 【関係法令】

・医師法第19条第1項

「診療に従事する医師は、診療治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」

・新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その3）（令和2年10月2日付け事務連絡）

# 費用

## 相談事例1

母が入院中で、先日私の下に文書通知が届きました。内容は入院セット（タオルや病衣の貸与、入浴セット、歯磨きセットなど）として、一日当たり千円を徴収するという内容でした。こんなに高額なものなのでしょうか。

## 対応 1

保険診療とは別の請求になることから、金額の設定は医療機関に委ねられており、社会的にみて妥当適切な金額にするよう国から通知が出ています。どうしてもその金額なのかについては、病院に確認してみてもいいでしょうか。

## 相談事例2

最近まで入院していた病院の保険外費用（病衣貸出費用、差額ベッド代など）が、それ以前に入院していた病院に比べ高額では無いかと思い連絡しました。

## 対応 2

差額ベッド（特別療養環境室）の料金については、保険診療とは別の請求になり、各病院で設定したものになることから、その価格が妥当なものかどうかは判断できません。差額ベッド代の料金については、病院から説明があったのではないのでしょうか。金額の内訳について気になるのであれば、病院に確認してみてもいいでしょうか。

また、差額ベッド代の制度について確認したいことがある場合は、担当する北海道厚生局に確認いただくようお願いします。

## アドバイス

治療費に関係する相談のほかに、診療録の開示手数料、おむつ代、病衣貸与代などの料金について相談が寄せられることがあります。患者からの問い合わせに対応できるように、算定根拠となる資料を院内で共有し、適切に説明できるようにしましょう。

### 【関係通知】

- ・「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について（令和2年3月23日付保医0323第1号）
- ・「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について（平成30年3月5日付保医発第0305第6号）

# 講習会・セミナー

## 医療安全講習会

医療安全支援センターでは、医療提供施設における医療安全対策の推進を図ることを目的に、毎年度、医療安全講習会を開催しています。令和元年度は医科分を9月に2回、歯科分を10月に2回開催しております。

### テーマ

### 「最近の事故事例から学ぶ医療安全」

- 日時：令和元年9月11日（水）19:00～20:30（医科）  
令和元年9月27日（金）19:00～20:30（医科）  
令和元年10月18日（金）19:00～20:30（歯科）  
令和元年10月30日（水）19:00～20:30（歯科）
- 場所：WEST19 5階講堂  
（札幌市中央区大通西19丁目）
- 講師：南須原 康行（北海道大学病院医療安全管理部 部長）(医科)  
根岸 淳（北海道大学病院医療安全管理部 副部長）(歯科)
- 参加者数：1,576名（医科）  
1,259名（歯科）



## 院内感染対策セミナー

病院及び有床診療所における院内感染対策の一層の向上を図ることを目的として、市内病院及び有床診療所に勤務する医師、看護師及び事務職員等を対象に、日本環境感染学会地域セミナーとの共催で開催しました。

### テーマ

### 「令和元年度 日本環境感染学会地域セミナー 及び 札幌市院内感染対策セミナー」

- 日時：令和元年10月20日（日）13:00～17:00
- 場所：WEST19 5階講堂  
（札幌市中央区大通西19丁目）
- 講師：石黒 信久（北海道大学病院 感染制御部 部長）  
小山田 玲子（北海道大学病院 感染制御部 ICN）  
藤居 賢（札幌医科大学付属病院 薬剤部 ICPS）  
萩野 貴志（NTT東日本札幌病院 ICN）
- 参加施設：99施設（病院71施設、診療所28施設）
- 参加者数：178名



## 市民対象の講座（出前講座）

「出前講座」は、市民グループなどからの申込みに応じて、札幌市職員が地域に出向き、市の事業等について説明を行うものです。札幌市保健所医療政策課では、平成23年度から医療安全に関する出前講座「かしこい患者になりましょう！～上手なお医者さんのかかり方～」を実施しています。

### 出前講座「かしこい患者になりましょう！～上手なお医者さんのかかり方～」

- 内容：医療に関する市民相談事例の紹介、医療機関を受診する際の留意事項等
- 実施結果：16回（670名）※町内会2件、老人クラブ7件、その他7件

## 相談員の研修

相談窓口では10名の職員（行政職兼任）が対応しており、対応レベルの向上を目的として、以下のとおり研修を受講しました。

- 医療安全支援センター初任者研修（東京）…………… 令和元年6月13日（木） 1名
- 医療安全支援センター実践研修（東京）…………… 令和元年10月11日（火） 1名
- 令和元年度医療安全に係るワークショップ（札幌）…………… 令和元年11月12日（火） 2名

# 札幌市医療安全推進協議会

本協議会では、札幌市の医療安全施策及び医療安全支援センターの運営方針等について、評価・助言・提案等を行っています。

## 第1回基幹会議（令和元年7月26日）

【札幌市医療安全支援センターの年間の活動について協議】

- ・平成30年度 札幌市医療安全推進協議会基幹会議及び医療安全推進事業の実施報告
  - ▶ 「市民相談結果の概要」及び「医療安全講習会の実施結果」等について報告し了承を得ました。
- ・令和元年度 札幌市医療安全推進協議会の運営方針及び医療安全推進事業について
  - ▶ 基幹会議の運営方針、医療安全講習会及び院内感染対策セミナー等の開催予定について説明し、了承を得ました。

## 第2回基幹会議（令和2年2月21日）

【相談事例の紹介及び講習会等について】

- ・医療安全相談窓口に寄せられた相談の報告について
- ・医療安全講習会等の結果報告について
  - ▶ 令和元年度に実施した医療安全講習会・院内感染対策セミナーについて報告し、了承を得ました。
- ・次年度の医療安全講習会等について
  - ▶ 医療安全講習会は「医療事故発生時の対応」及び「医療事故防止に向けた具体的対策」を中心に検討していくことで、了承を得ました。
  - ▶ 院内感染対策セミナーは、日本環境感染症学会と共同開催し、医療機関と施設の連携につながるようなテーマを検討していくことで、了承を得ました。

本会議の資料等は、札幌市公式ホームページ内に掲載しております。  
ホームページアドレスは裏表紙をご覧ください。

## \* 札幌市医療安全相談窓口のご案内 \*

札幌市医療安全支援センターでは、市民からの医療提供施設に関する相談に対応し、問題解決の支援を行うための窓口として、札幌市医療安全相談窓口を設置しております。

相談専用電話：011-622-5159

受付時間：9:00~12:00 13:00~15:00

(月~金曜日：祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く。)

## \* 医療提供施設の皆様へのお願い \*

札幌市医療安全支援センターに寄せられた市民からの相談について、医療提供施設へ情報提供させていただく場合がございます。患者と医療提供施設とのより良い信頼関係を構築するための助言と位置付けておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 令和元年度 札幌市医療安全推進協議会 委員

天野大助(副会長)	札幌歯科医師会 理事
荒木美枝	北海道看護協会 専務理事
木川幸一	北海道医療ソーシャルワーカー協会 会長
小林要	札幌薬剤師会 副会長
今真人(会長)	札幌市医師会 副会長
佐々木弘好	札幌病院薬剤師会 常任理事
鈴木康子	市立札幌病院 医療安全担当課長
中江舞美	札幌医科大学附属病院 感染制御部 主査
橋本暁佳	札幌医科大学附属病院 医療安全部 副部長
毛利節	札幌弁護士会

(50音順 敬称略)

\*札幌市医療安全支援センターの活動については、札幌市公式ホームページ内に掲載しております。

### ● 札幌市医療安全支援センターについてのホームページアドレス

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f78anzenshien/index.html>

### 札幌市医療安全支援センター事業概要 (令和元年度版)

令和3年(2021年)3月発行

発行(事務局)：札幌市保健福祉局保健所医療政策課

電話：011-622-5162



さっぽろ市  
01-F06-20-2213  
R2-1-188